

平成 30 年第 8 回野洲市議会定例会提出案件

1 予算 9 件

□議第 103 号 平成 30 年度野洲市一般会計補正予算（第 9 号）

①予算額

- ・補正前予算額 20, 450, 500 千円
- ・補正額 156, 427 千円
- ・補正後予算額 20, 606, 927 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・障害者自立支援負担金の対象事業である介護給付費等の増額に伴う国庫負担金（43,392 千円）及び県負担金（21,696 千円）の増額
- ・障害児施設給付費等負担金の対象事業である障がい児給付費の増額に伴う国庫負担金（9,236 千円）及び県負担金（4,618 千円）の増額
- ・地域生活支援事業費の増額に伴う国庫補助金（4,587 千円）及び県補助金（2,293 千円）の増額
- ・母子生活支援施設措置に伴う財源として分担金及び負担金の計上（116 千円）、国庫支出金（2,542 千円）及び県支出金（1,271 千円）の増額
- ・ため池ハザードマップ作成委託料の財源として県支出金の計上（4,915 千円）
- ・財政調整基金繰入金の取り崩しを減額（△80,000 千円）
- ・財源調整として繰越金の増額（59,437 千円）

【歳出】

- ・障がい者介護給付費及び訓練等給付費等の支出見込に伴う給付費の増額（72,972 千円）
- ・障がい児放課後等デイサービス事業等の支出見込に伴う障がい児給付費の増額（18,471 千円）
- ・日中一時支援事業の利用増加等による地域支援事業費の増額（9,173 千円）
- ・母子生活支援施設措置に伴う措置費増額（5,200 千円）
- ・ため池ハザードマップ作成に伴う、作成委託料の計上（5,130 千円）
- ・構成各市の消防費負担金調整による湖南広域行政組合（消防事業）負担金の減額（△5,473 千円）

□議第 104 号 平成 30 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

①予算額

- ・補正前予算額 5, 046, 677 千円
- ・補正額 13, 473 千円
- ・補正後予算額 5, 060, 150 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・国保情報データベースバージョンアップに対する特別調整交付金を増額（270 千円）
- ・人事異動等による職員給与費等繰入金の増額（13,203 千円）

【歳出】

- ・国保情報データベースバージョンアップによる国保連合会負担金の増額（270 千円）

□議第 105 号 平成 30 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

①予算額

- ・補正前予算額 577,255 千円
- ・補正額 △28 千円
- ・補正後予算額 577,227 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・人事異動等による職員給与費等繰入金の減額（△28 千円）

【歳出】

- ・人事異動等による人件費の所要額を減額（△28 千円）

□議第 106 号 平成 30 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

①予算額

- ・補正前予算額 4,395,292 千円
- ・補正額 △15,717 千円
- ・補正後予算額 4,379,575 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・人事異動等による職員給与費等繰入金の減額（△10,734 千円）

【歳出】

- ・居宅介護福祉用具購入給付費見込量の変更に伴う増額（557 千円）
- ・リハビリテーション専門職派遣依頼に伴う報償金を計上（1,096 千円）

□議第 107 号 平成 30 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第 3 号）

①予算額

- ・補正前予算額 47,264 千円
- ・補正額 1,124 千円
- ・補正後予算額 48,388 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・財源調整として基金繰入金を増額（1,124千円）

【歳出】

- ・さくら墓園地盤沈下による移転補償費の計上（1,124千円）

□議第108号 平成30年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）

①予算額

- ・補正前予算額 3,121,687千円
- ・補正額 △4,500千円
- ・補正後予算額 3,117,187千円

②補正の概要

【歳入】

- ・利率減に伴う借換債の減額（△4,500千円）

【歳出】

- ・借換債利子確定に伴う不用額の減額（△4,500千円）

□議第109号 平成30年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔収入〕

- ・現計予算額 971,041千円
- ・補正予算額 0千円
- ・補正後予算額 971,041千円

〔支出〕

- ・現計予算額 922,990千円
- ・補正予算額 △1,734千円
- ・補正後予算額 921,256千円

【資本的収入及び支出】

〔収入〕

- ・現計予算額 637,116千円
- ・補正予算額 △60,000千円
- ・補正後予算額 577,116千円

〔支出〕

- ・現計予算額 923,856千円
- ・補正額 △696千円
- ・補正後予算額 923,160千円

②補正の概要

【収益的支出】

- ・メーター交換材料費（718千円）を計上
- ・人事異動等による人件費の所要額を減額（△2,452千円）

【資本的収入】

- ・企業債の減額（△60,000千円）

【資本的支出】

- ・人事異動等による人件費の所要額を減額（△696千円）

□議第110号 平成30年度野洲市下水道事業会計補正予算（第1号）

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔収入〕

- ・現計予算額 1, 956, 618千円
- ・補正予算額 0千円
- ・補正後予算額 1, 956, 618千円

〔支出〕

- ・現計予算額 1, 818, 534千円
- ・補正予算額 1, 592千円
- ・補正後予算額 1, 820, 126千円

【資本的収入及び支出】

〔収入〕

- ・現計予算額 847, 798千円
- ・補正予算額 △130, 000千円
- ・補正後予算額 717, 798千円

〔支出〕

- ・現計予算額 1, 430, 072千円
- ・補正予算額 △585千円
- ・補正後予算額 1, 429, 487千円

②補正の概要

【収益的支出】

- ・人事異動等による人件費の所要額を減額（△367千円）
- ・漏水減免還付金を計上（1,959千円）

【資本的収入】

- ・資本費平準化債の減額（△130,000千円）

【資本的支出】

- ・人事異動等による人件費の所要額を減額（△585 千円）

□議第 111 号 平成 30 年度野洲市病院事業会計補正予算（第 2 号）

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔収入〕

- ・現計予算額 7, 544 千円
- ・補正予算額 0 千円
- ・補正後予算額 7, 544 千円

〔支出〕

- ・現計予算額 7, 544 千円
- ・補正予算額 0 千円
- ・補正後予算額 7, 544 千円

【資本的収入及び支出】

〔収入〕

- ・現計予算額 256, 293 千円
- ・補正予算額 55 千円
- ・補正後予算額 256, 348 千円

〔支出〕

- ・現計予算額 256, 293 千円
- ・補正予算額 55 千円
- ・補正後予算額 256, 348 千円

②補正の概要

【資本的収入】

- ・一般会計出資金（55 千円）

【資本的支出】

- ・人事異動等による人件費の所要額を増額（55 千円）

2 条例制定・改廃 12 件

□議第 112 号 野洲市工場立地法準則条例

既存企業の工場敷地の有効利用、立地促進に向けた工場立地上の緑地面積率、環境施設面積率を国の基準の範囲内で設定する。

	国が定める基準の範囲		現 行		条例による見直し後	
	緑地面積率	環境施設面積率	緑地面積率	環境施設面積率	緑地面積率	環境施設面積率
第1種区域 (住居・商業)	20%～ 30%	25%～ 35%	20%以上	25%以上	20%以上	25%以上
第2種区域 (準工業)	10%～ 25%	15%～ 30%	20%以上	25%以上	10%以上	15%以上
第3種区域 (工業・工業専用)	5%～ 20%	10%～ 25%	20%以上	25%以上	10%以上	15%以上
第4種区域 (市街化調整区域)	5%～ 25%	10%～ 30%	20%以上	25%以上	10%以上	15%以上

施行日 公布の日

□議第 113 号 「小篠原台」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
建築基準法の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物について制限を設ける。

	A 地区	B 地区
建築物の用途の制限	主として戸建住居	事業用地
建築物の容積率の最高限度	80%以下	200%以下
建築物の建蔽率の最高限度	50%以下	60%以下
建築物の敷地面積の最低限度	200 m ² 以上	200 m ² 以上
壁面の位置の限度	1m以上	—
建築物の高さの限度	10m以下	13m以下

この表において A 地区および B 地区の区域は、大津湖南都市計画「小篠原台」地区計画で定める区域をいう。

施行日 公布の日

□議第 114 号 野洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号）のうち、生活保護法に関する箇所が平成 30 年 6 月 8 日に施行されたことに伴い、関連する条例の整備を図るため所要の改正を行う。

- 条例別表第 2 において、野洲市福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する

事務であって規則で定めるものの特定個人情報欄に「進学準備給付金」を加える。

施行日 公布の日

□議第 115 号 野洲市くらし支えあい条例の一部を改正する条例

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号）が施行されたことに伴い所要の改正を行う。

- ・現行の支援調整会議を改正生活困窮者自立支援法の支援会議として位置づける。

施行日 公布の日

□議第 116 号 野洲市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例

野洲市コミュニティバス路線等再編について、平成 30 年 3 月 22 日開催の野洲市地域公共交通会議の審議を経て、平成 31 年 4 月から実施することとなったため、条例第 3 条に規定する運行路線名に「安治コース」と「希望が丘コース」を加える。

施行日 平成 31 年 4 月 1 日

□議第 117 号 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改定されることを受け、本市議会議員、市長及び教育長の期末手当についても同様の改定を行うため、所要の改正を行う。

第 2、4 条 期末手当 年間 3.30 月→年間 3.35 月 (+0.05 月)

（平成 30 年 12 月期から改定）

第 3、5 条 期末手当の支給月数を平成 31 年度から 6 月分と 12 月分で平準化

施行日 公布の日（ただし第 3 条及び第 5 条は平成 31 年 4 月 1 日）

□議第 118 号 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改定されることを受け、本市職員の給料勤勉手当、宿日直手当についても同様の改定を行うため、所要の改正を行う。

また、管理職員特別勤務手当の支給対象の勤務時間帯を、週休日等の勤務又は週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの勤務としていたものを、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間の勤務とするよう見直し、運用の改善を行うことで、これまでの代休措置・管理職手当制度に加えて、管理職員の給与上の補完措置を図る。

第 1 条 ・宿日直手当 4,200 円→4,400 円（平成 30 年 4 月 1 日に遡及適用）

- ・勤勉手当 正規職員：12月 0.90月→0.95月
再任用：12月 0.425月→0.475月
(12月支給差額分 0.05月)

- ・給料表（行政職、教育職）の改正（平成30年4月1日に遡及適用）
400円の引き上げを基本に月例給を改定（平均改定率0.2%）
初任給は1,500円、若年層は1,000円程度の引き上げ

第2条 管理職員特別勤務手当取扱に係る改正

第3条 期末手当、勤勉手当の支給月数を平成31年度から6月分と12月分で平準化

施行日 公布の日（ただし第2条は平成31年1月1日、第3条は平成31年4月1日）

□議第119号 野洲市債権管理条例の一部を改正する条例

積極的な債権の管理を進めていくため次の2点の改正を行う。

- ・私債権に限定されていた債権放棄を非強制徴収公債権についても債権放棄できるように改正する。
- ・徴収停止債権について一定期間経過後に私債権、非強制徴収債権問わず債権放棄できるように改正する。

施行日 平成31年1月1日

□議第120号 野洲市立幼稚園条例及び野洲市立保育所条例の一部を改正する条例

三上こども園施設整備および野洲市子ども・子育て支援事業計画に基づき、野洲市立幼稚園条例に規定する幼稚園の園児の定数を改正し、野洲市立保育所条例に規定する野洲市立三上保育園の位置を改正する。

名 称	定 数	
	現 行	改正後
野洲市立中主幼稚園	400人	340人
野洲市立野洲幼稚園	380人	260人
野洲市立ゆきはた幼稚園	30人	30人
野洲市立さくらばさま幼稚園	50人	50人
野洲市立三上幼稚園	130人	60人
野洲市立祇王幼稚園	215人	190人
野洲市立篠原幼稚園	60人	60人
野洲市立北野幼稚園	310人	260人

・野洲市立三上保育園 野洲市近江富士五丁目1番3号 → 野洲市三上134番地

施行日 平成31年4月1日

□議第121号 野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例

湖南広域行政組合が、平成31年4月1日に「し尿および浄化槽汚泥の収集にすること」を権能返還することに伴い、湖南広域行政組合で規定されていた一般廃棄物（浄化槽汚泥）および浄化槽汚泥清掃業許可申請等の規定を野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境に関する条例及び野洲市手数料条例に加える。

施行日 平成31年4月1日

□議第122号 野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

管理職員特別勤務手当の支給対象の勤務時間帯を、週休日等の勤務又は週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの勤務としていたものを、午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務とするよう見直し、運用の改善を行うことで、これまでの代休措置・管理職手当制度に加えて、管理職員の給与上の補完措置を図る。

施行日 平成31年1月1日

□議第123号 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

野洲市民病院事業の公営企業法の全部適用への移行と事業管理者の設置を平成31年4月1日に同時にを行うこととなっているが、事業管理者の職務・職責を整理したところ、平成31年7月1日の病院の開院と同時に設置する方が適当ではないかとの考えから、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

3 その他 2件

□議第124号 財産の譲与について

医療法人御上会に有償で貸し付けていた旧篠原幼稚園園舎および別棟建物について、当該敷地上で野洲市第7期介護保険事業計画に基づく介護老人福祉施設を整備しようとする社会福祉法人すみれ厚生会から、当該整備工程の関係上、原因者として解体・建替を施工するべく、当該建物の所有権と借地権を得たい旨の申出があった。

申出人の計画の行政的・福祉的価値の高さや、また当該建物は市も今後解体の方針

案にある施設であり、有償での引渡しは通常の取引慣行に照らしても過剰な要求であると考えられ、さらに今後予定される除却工事が不要となり財源支出を抑制できること等から、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、当該建物を無償譲渡することについて議会の議決を求める。

□議第 125 号 おうみ自治体クラウド協議会を設置する地方公共団体の数の増加及びおうみ自治体クラウド協議会規約の変更に関する協議につき議会の議決を求ることについて

地方自治法第 252 条の 6 の規定により、平成 31 年 4 月 1 日から、おうみ自治体クラウド協議会に甲賀市が加入し、おうみ自治体クラウド協議会規約を変更することについて、草津市、守山市、栗東市、湖南市、近江八幡市、米原市及び甲賀市と協議することにつき、同法第 252 条の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。